

2026年2月24日

お客さま 各位

萩山口信用金庫

普通預金・無利息型普通預金規定および貯蓄預金規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2026年4月1日（水）より、下記の預金規定を改定することとしましたのでご案内します。

なお、改定後の預金規定は、改定前からお取引いただいておりますお客様に対しましても適用されます。

記

1. 改定する預金規定

- ・普通預金・無利息型普通預金規定
- ・貯蓄預金規定

2. 改定内容

以下の条項を改定いたします。

○普通預金・無利息型普通預金規定

新	旧
<p>7. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) <u>未利用口座管理手数料は、当金庫が別途定める未利用口座について徴収します。</u></p> <p>(2) この預金は、<u>別途定める一定期間、第6条の利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合、未利用口座として取扱います。</u></p> <p>(3) <u>未利用口座に該当した場合には、当該認定日に至る直前の1年間について、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u> また、翌年以降も1年毎に未利用口座管理手数料をいただきます。</p>	<p>7. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) <u>令和3年1月4日以降に開設したこの預金は、当金庫が定める一定期間、第6条の利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合、未利用口座として取扱います。</u></p> <p>(2) <u>この預金が未利用口座となった場合、認定前の期間(1年間)に対して、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</u> また、翌年以降も1年毎に未利用口座管理手数料をいただきます。</p>

<p>(4) 未利用口座管理手数料は、未利用口座から払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、引き落とします。</p> <p>(5) 前項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。</p> <p>(6) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約することができるものとします。 この場合、未利用口座管理手数料の不足分を預金者に請求しません。 また、未利用口座を解約することについて預金者に通知しません。</p> <p>(7) 解約された未利用口座は、再利用することができません。</p>	<p>(3) 未利用口座管理手数料は、未利用口座から払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、引き落とします。</p> <p>(4) 前項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。</p> <p>(5) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約することができるものとします。 この場合、未利用口座管理手数料の不足分を預金者に請求しません。 また、未利用口座を解約することについて預金者に通知しません。</p> <p>(6) 解約された未利用口座は、再利用することができません。</p>
--	--

○貯蓄預金規定

新	旧
<p>8. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、当金庫が別途定める未利用口座について徴収します。</p> <p>(2) この預金は、別途定める一定期間、第6条の利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合、未利用口座として取扱います。</p> <p>(3) 未利用口座に該当した場合には、当該認定日に至る直前の1年間について、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 また、翌年以降も1年毎に未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>(4) 未利用口座管理手数料は、未利用口</p>	<p>8. (未利用口座管理手数料)</p> <p>(1) 令和3年1月4日以降に開設したこの預金は、当金庫が定める一定期間、第6条の利息および未利用口座管理手数料以外の預入れまたは払戻しがない場合、未利用口座として取扱います。</p> <p>(2) この預金が未利用口座となった場合、認定前の期間(1年間)に対して、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 また、翌年以降も1年毎に未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>(3) 未利用口座管理手数料は、未利用口</p>

<p>座から払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、引き落とします。</p> <p><u>(5)</u> 前項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。</p> <p><u>(6)</u> 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約することができますものとしします。</p> <p>この場合、未利用口座管理手数料の不足分を預金者に請求しません。</p> <p>また、未利用口座を解約することについて預金者に通知しません。</p> <p><u>(7)</u> 解約された未利用口座は、再利用することができません。</p>	<p>座から払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、引き落とします。</p> <p><u>(4)</u> 前項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。</p> <p><u>(5)</u> 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、未利用口座を解約することができますものとしします。</p> <p>この場合、未利用口座管理手数料の不足分を預金者に請求しません。</p> <p>また、未利用口座を解約することについて預金者に通知しません。</p> <p><u>(6)</u> 解約された未利用口座は、再利用することができません。</p>
---	---

3. 改定日

2026年4月1日(水)

以上